

下呂市馬瀬商工会だより



令和4年12月吉日（師走）発行：下呂市馬瀬商工会
Tel: 0576-47-2244
https://www.gifushoko.or.jp/geroshimaze/ 下呂市馬瀬名丸 406

取扱いに充分注意してください。 下呂市地元応援商品券2022

11月15日（火）より、「下呂市地元応援商品券2022」の使用が可能となりました。

この商品券の使用にあたり、お客様の中で、商品券のミシン目にそって切り離さず、灰色の箇所等にそって切り取り、お店に持って来られた方がありました。

本商品券については、ミシン目通りに切り離したかたちのものでなければ、破損した商品券となり使用できなくなります。

先月全会員にハガキにて注意喚起のお知らせをしていますが、正規のかたちのものでない商品券を持って来られたお客様があった場合は受け取らず、お客様に下呂市役所

商工課に連絡し、ご相談くださるようお願いください。（24-2222 内線 164）



またここ数年、新型コロナウイルス感染症等の影響により、非常に厳しい経営環境となっている中、ここで回復のきっかけとなるよう、この商品券事業を活用し積極的な自店の販促活動を展開してください。

①使用期間は令和4年11月15日（火）～令和5年2月15日（水）です。

②市内すべての商工会会員の事業所で使用できます。ただし2種類あり、ピンク色のB券（3,000円分）の使用には制限があります。青色のA券（2,000円分）はすべての商工会会員の事業所で使用できます。

③会員の皆さまの換金期限は、令和5年2月22日（水）となっています。期限を過ぎた場合は、如何なる理由があっても換金することはできません。

令和4年分の年末調整

今年も年末調整の時期が近づいて参りました。商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しください。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに事前連絡の上、来会されますことをお願いいたします。今年度より手数料の改正に伴い手数料をいただきますので、ご了承ください。

※納期特例届出事業者の源泉所得税納付期限

令和5年1月20日（金）

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した源泉税の領収書

（注）納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用できません。納付書が無い方は、商工会へお電話下さい！ また、税務署

・市役所から送られてきている書類を袋ごとご持参ください。

②各種証明書

生命保険・個人年金・介護保険料・地震保険・建更等証明書

③給与所得者の保険料控除申告書

④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

⑤給与所得者の配偶者控除等申告書

⑥所得税源泉徴収簿

⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（下呂市税務課提出）

年末調整事務において、毎年、下呂市税務課に給与支払報告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項について確認し期日までに必ず提出してください。

①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）

令和4年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払いを受けたすべての従業員等。

②提出期限

令和5年1月18日（水） 源泉税納付期限とは違います。

③提出物

・給与支払報告書（総括表）

事業所全体の個人別明細書をまとめる表紙

・給与支払報告書（個人別明細書）

給与の支払いを受ける者1人につき1枚提出

※昨年までは、「市区町村提出用」を2枚1組で提出していましたが、今回からは1枚となります。

・仕切紙

対象者の徴収方法（特別徴収／普通徴収）判別の仕切り

※事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です（特別徴収）。



下呂市広告宣伝等支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響に加え原油高や物価高騰により、売上高等が減少している事業者等が、年末年始の商戦に向けて、商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する経費の一部に対し支援を受けられるものです。

【補助対象者】

1. 次のいずれかに該当する事業者等であって、市税等の滞納がないこと

・市内に事業所等を有する中小法人等

・令和4年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等

・下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

2. 売上高等が次のいずれかに該当する事業者

・令和4年度のいずれかの月の売上高が、コロナ以前（令和元年度）の同月と比較して減少していること

・令和4年度のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高・物価高騰の影響を受けていること

・平成31年4月以降に創業した事業者の場合、

創業時に商工会や金融機関等の支援を受けて作成した収支計画の同月比の減少と比較することも可能



裏面につづきます。

【補助対象経費】

- ・チラシ、リーフレット、のぼり、ホームページ制作など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、宣伝費、掲載料、委託料、消耗品費等）※備品は除く
 - ・その他市長が必要と認める経費
 - ・他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象経費としない
- ※令和4年10月3日から令和5年1月31日までに支払いが完了した経費を対象とする（カード払いの場合は口座からの引落しをもって支払い完了とします）

【補助金交付額】

- ・補助限度額 1事業者につき5万円
- ・補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）
- ・申請回数 1事業者につき令和4年度において1回のみ

【申請期間】

令和4年10月3日から令和5年1月10日まで
※注意：補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 0576-24-2222（内線162）

岐阜県 原油高・物価高騰における 地場産業支援金

原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受ける製造業のうち、地場産業（陶磁器、繊維・衣服、紙、金属・刃物、木工、プラスチック、食品、伝統工芸品、郷土工芸品）を営む岐阜県内事業者の皆さまの事業継続を支援するものです。

【給付対象】

- ①製造業のうち、陶磁器、繊維・衣服、紙、金属・刃物、木工、プラスチック、食品、伝統工芸品、郷土工芸品を営む者
- ②令和4年4月から9月のいずれかの月において、前年同月と比較して原油高や電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受けている事業者

【給付額】

- 1事業者あたり10万円（定額）
※1事業者につき1回限りの給付となります。
※店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付です。

【申請受付期間】

令和4年7月1日（金）～**12月28日（水）**

【申請書類の提出方法】 郵送のみ

<宛先> 〒500-8856

岐阜市橋本町2丁目20 濃飛ビル11階

岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金 受付係 宛

【申請様式の入手先】

岐阜県公式ホームページより入手できます。

【お問合せ先】

岐阜県原油高・物価高騰における地場産業支援金 相談窓口
電話：0570-070-500 平日9:00～17:00

☆ご注意ください！ 給付金等と確定申告

令和2年以降、「新型コロナウイルス感染症」等に伴う様々な給付金・支援金が出され、多くの事業者の方が申請され給付を受けたことと思います。こういった事業者の収入が減少したこ

とに対する補償や、必要経費に対する補てんを目的に給付された給付金等については、事業所得となります。確定申告の際には忘れないようにお願いします。

これらの給付金等は、所得税の対象となり、**決算書上では「雑収入」に計上してください。**

※右は、個人事業者の青色申告決算書です。

尚、**消費税については「不課税」**取り引きとなります。

「雑収入」の欄



○月別売上(収入)金額及び仕入金額		
月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
合計		

年内に金額が確定しているものの入金がない場合は、「未収入金」に計上してください。

問い合わせがありましたら、高山税務署・商工会へご連絡ください。

経営計画作成に取り組み販路拡大事業を！ 小規模事業者持続化補助金

商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みを支援するために経費の一部を補助するものです。申請を希望される方は、お早めにご相談ください。綿密な経営計画が良い結果につながります。

- ①補助率 補助対象経費の2/3
- ②補助金額 上限50万円（通常枠の場合）
- ③申請締切日
第11回：令和5年2月下旬の予定



消費税 インボイス制度が始まります！

令和5年10月よりインボイス制度が始まります。制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日までに登録申請が必要**です。

- ・インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- ・免税事業者の方もご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- ・登録を受けるかどうかは事業者の**任意**です。

【制度についての一般的なご質問】

- ・フリーダイヤル：0120-205-553
9:00～17:00（土日祝除く）
- ・国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」
(<https://www.nta.go.jp>)

☆お知らせ・お願い☆

- ・12月29日（木）～1月3日（火）の6日間は、事務局は休業させていただきます。
- ・年末調整、決算・確定申告等と年度末まで事務局も混み合いますので、ご来会・ご相談の際は、事前にお電話くださいますようお願いいたします。
- ・事業規模や従業員の有無に関わらず、災害や感染症など何かあったとき、事業を継続させるために必要な事前対策や制度等について学びませんか。詳しくは同封の案内をご覧ください。

今年もあと1ヶ月となりました。今年も新型コロナウイルス感染症等、大変な一年でした。来年は良い一年となることを心から願うばかりです。良いお年をお迎えください。